

【お知らせ】建築基準法施行令一部改正

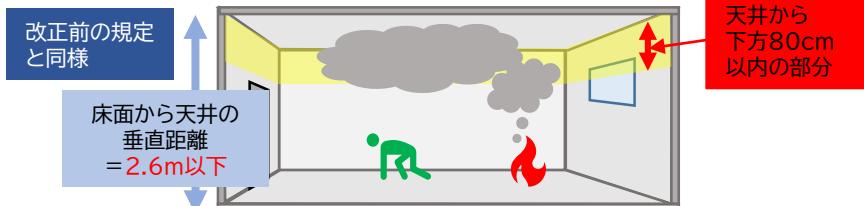
建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和7年9月3日政令第310号)が公布(令和7年11月1日施行)され、建築物に係る防火関係規制の見直し等が行われました。その中でも防災計画上特に重要な「**排煙設備に関する規定の合理化(令第126条の2、令第126条の3関係)**」について紹介します。

排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分について

居室の床面から天井までの垂直距離に応じ、下記の通り規定する。

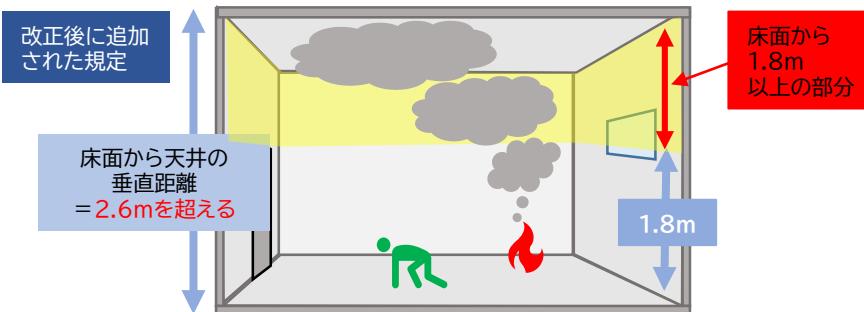
床面から天井までの垂直距離が**2.6m以下**の場合

天井から下方80cm(たけの最も短い防煙壁のたけが80cmに満たないときは、その値)以内の距離にある部分



床面から天井までの垂直距離が**2.6mを超える**場合

床面から1.8m(たけの最も短い防煙壁の下端の床面からの高さが1.8mを超えるときは、その値)以上の部分



【避難計算解説 vol.24】

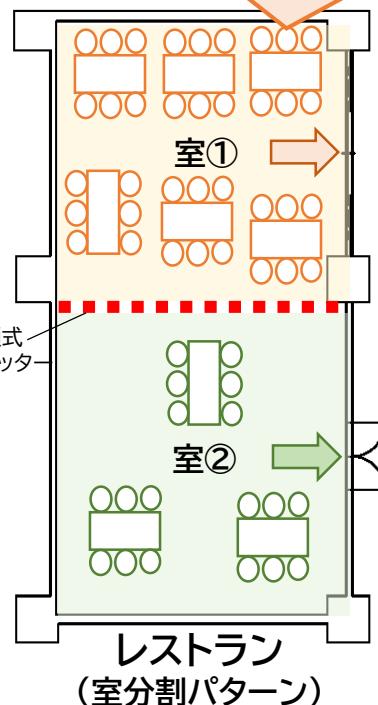
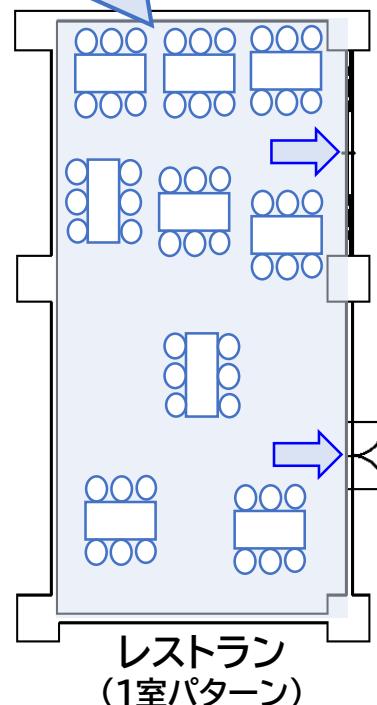
避難計算における居室の範囲について

今回は避難計算における居室の範囲について紹介します。避難計算は火災時の避難安全性を評価するための指標であるため、居室の範囲としては『**火災時に囲われることになる1つの空間**』となります。

つまり下記の右図のように普段は大きな1つの室であったとしても、火災時に防火シャッターなどが閉鎖する計画の場合は避難計算上は2室として考えてそれぞれでの避難計算が必要となります。防火シャッター等の設置位置によっては計算NGとなってしまう場合がありますので、大空間を計画する際には扉の数・配置などにご留意ください。

シャッター等がなければ、全体を1室として計算
(避難扉は2ヶ所有効)

火災時にシャッター等が閉鎖する場合は、それぞれの室での避難人数、避難距離、避難扉幅を算出して計算が必要(避難扉はそれぞれ1箇所)



【お知らせ】防災評定手数料一部改定

2025年10月1日以降の受付より標記手数料を下記の通り改定いたしました。申込者様にはご負担をおかけいたしますが、より良質なサービスをご提供させていただくため、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします(HPにも掲載しています)。

改定後

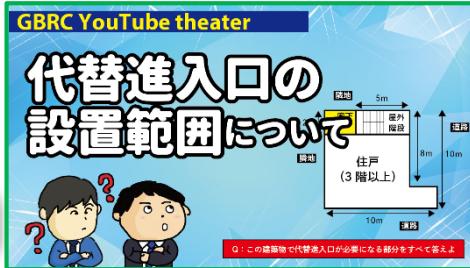
表中赤字が
改定部分

延べ面積	手数料 (内は消費税等10%を含む)
15,000m ² 以下のもの	400,000円 (440,000円)
15,000m ² を超え、 40,000m ² 以下のもの	750,000円 (825,000円)
40,000m ² を超えるもの	900,000円 (990,000円)

【ご紹介】YouTubeチャンネル GBRCシアター

「GBRCシアター」がチャンネル登録者数870人を突破しました。是非、チャンネル登録をお願いいたします！

[チャンネルページへ](#)



お問い合わせ先

発行者:一般財団法人 日本建築総合試験所 確認評定部

性能評定課 防災G

TEL: 080-8303-3873(中野)、080-8303-3872(長野)

080-8303-3874(前山)

E-mail:seinou4@gbrc.or.jp



【ご紹介】委員会スケジュールについて

今後の委員会日程は下記のとおりです。
HPにも掲載しています。

HP(委員会日程)

		12月	1月	2月	3月
防災計画 評定委員会	小規模共同 住宅委員会	3	8	5	4
	本委員会	19	22	19	19

	12月	1月	2月	3月
避難・耐火性能評価 委員会	25	30	26	26

(※2025/11/28現在)

【編集後記】

イースター島の世界遺産登録30周年を祝う行事が11月に行われたニュースを見かけました。巨石文化の象徴であるモアイ像の奥深さに改めて驚かされました。ここでモアイ像についての雑学です。観光写真でおなじみの海を向いたモアイは実は例外で、多くは村の方向を向き、祖先が人々を守る存在として据えられていたといいます。また、頭だけの像と思われがちですが、実際には胴体が地中に埋まっており、掘り起こすと胸や腕、腰の模様まで精巧に彫られています。見えない部分にまで魂を込めた造形は、当時の人々の信仰と技術の高さの象徴です。この節目の年にモアイの“構造”と“意味”を知ることは、普段建築に携わる私にとって、目に見える形だけでなく、背景にある思想や機能を読み解く大切さを改めて教えてくれる出来事となりました。 記:前山

